

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成23年3月22日

市川市長 大久保博

記

公平委員会委員の選任について

1 被選任者

山本 徹

2 理 由

平成23年3月31日をもって公平委員会委員の任期が満了し、4月1日より新たに委員を選任する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。